

可児市国際交流協会就業規則

(目的)

第1条 この規則は、NPO 可児市国際交流協会(以下「協会」という)の事務局職員としての就業に関する基本事項を定めることを目的とするものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、次条の採用に関する手続きを経て採用された職員に適用する

(採用)

第3条 就業を希望する者の中から、面接。試問を行い、協会理事長が適当と認めたものを採用する。雇用契約の期間は1年とし、更新継続できるものとする。5年を経過したものは、無期労働契約転換を申し出ることができる。

(勤務時間・休憩)

第4条 勤務時間は、次の通りとする。

事務局職員（交代勤務）

- ① 9:00～17:00（休憩時間 45 分を含む）
- ② 9:00～18:00（休憩時間 1 時間分を含む）
- ③ 17:00～22:00
- ④ フレックスタイム（コアタイムを含む 8 時間もしくは 5 時間）

(休日)

第5条 休日は、次の通りとする。

所定休日は、水曜日及び 12月28日～1月4日 週休2日とする

(時間外及び休日勤務)

第6条 事務局長は、第4条、第5条の規定にかかわらず時間外または、休日に勤務させることがあるが、「時間外労働及び休日労働協定」の労使協定の範囲内とする

(年次有給休暇)

第7条 各年次ごとに、所定労働時間の8割以上出勤した職員に対して、別表1の通り勤務年数に応じた日数の年次有給休暇を与える

(賃金)

第8条

賃金は、毎月1日から月末までの分を原則とし、翌月10日までに支給する。

- 2 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務年数、年齢等を考慮して、各人別に決定する。
- 3 賃金、時給は、理事会で決定する。
- 4 通勤手当・賞与は支給しない。

(退職)

第9条 職員は、次の各号の1つに該当する場合には、退職とする。

- (1) 退職を願い出て、理事長が承認した時、又は退職願を提出して30日を経過したとき
- (2) 雇用契約期間が満了した時
- (3) 第11条に定める規定に違反した時

(定年)

第10条 定年は、75歳とし定年に達した年の年度末で退職とする。

(遵守事項)

第11条 職員は、次の事項を守らなければならない

- (1) 職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない
- (2) センターの名誉又は、信用を傷つける行為をしないこと

(規則の改正)

第12条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(付則)

- 1 この規則は、2018年4月20日の理事会の承認により、その日から施行する。
- 2 この規則は、2020年1月31日に第10条定年を加えた。この規則の改定は、理事会の承認により2020年1月31日より施行する。

職員の給与支給状況

2023 年度

支給人数	15 人
総支給額	31,995 千円
運営費	62,576 千円